

## 神戸市介護サービス情報の公表制度における調査に係る指針

### 1 目的

この指針は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 47 の 2 の規定に基づき、介護サービス事業者に対して神戸市が実施する調査について、基本的事項を定めるものである。

### 2 調査対象事業者

調査対象事業者は、次のとおりとする。

- (1) 新たに介護サービスの提供を開始する事業者  
ただし、外部評価が義務付けられている地域密着型サービス事業者を除く。
- (2) 報告内容に疑義がある事業者
- (3) 自ら希望して調査を申し出た事業者

### 3 調査の内容及び方法

調査の内容及び方法は、調査対象事業者の別に次のとおりとする。

- (1) 新たに介護サービスの提供を開始する事業者の場合  
指定申請審査事務等にあわせて、基本情報について書面調査を行う。
- (2) 報告内容に疑義がある事業者の場合  
基本情報及び運営情報について、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査又は書面調査等の方法によって行う。
- (3) 自ら希望して調査を申し出た事業者の場合  
基本情報及び運営情報について、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法によって行う。  
調査を申し出る事業者は、神戸市「介護サービス情報の公表」に関する計画に定める報告の提出期限までに、(別紙) 介護サービス情報の公表に係る調査申出書を提出するものとする。

(別紙)

平成 年 月 日

神戸市長 様

申請者 法人所在地：

法人の名称：

代表者の職、氏名：

印

## 介護サービス情報の公表に係る調査申出書

介護保険法第 115 条の 35 第 3 項に規定する調査を受けたいので以下のとおり申し出ます。

事業所名	
事業所所在地	
サービス種類	
事業所番号	
連絡先、担当者名	